

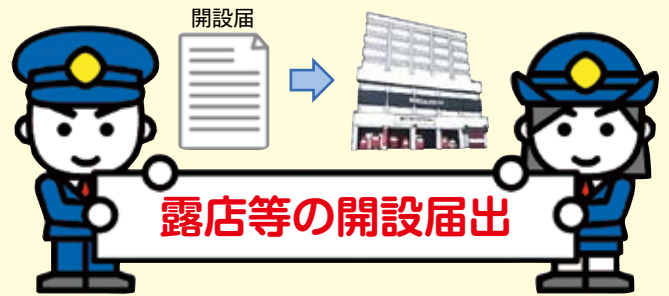
イベントの主催者、出店者及び関係者の皆様へ

祭礼、縁日、花火大会や展示会など、不特定多数の人が参加するイベントで対象火気器具等を使用する場合には、**宇都宮市火災予防条例に基づき、下記の事項が義務となります。**



対象火気器具ごとに準備しなければなりません。

※なお、対象火気器具等の使用実態に応じて複数の人が共同で準備することも可能です。



露店等を開設する人が届出なければなりません。

※なお、イベントの主催者や露店等を統括する人が取りまとめて届出することも可能です。

◆「消火器の準備」や「露店等の開設届出」が必要か、フローチャートで確認しましょう◆

不特定多数の方が参加するイベントですか？



・対象となるイベントは【裏面のQ1】で確認しましょう。

はい



発電機やコンロなどの対象火気器具等を使用しますか？

いいえ

・対象火気器具等の種類は【裏面のQ2】で確認しましょう。
・対象火気器具等を使用しない場合でも火災予防のため消火器の準備に努めましょう。

はい



「消火器の準備」



・準備する消火器は【裏面のQ3】で確認しましょう。



発電機やコンロなどの対象火気器具等を使用する露店等を開設しますか？

いいえ

・露店等の開設届出は不要です。

はい



「消火器の準備」と「露店等の開設届出」が必要です。

※露店等を開設する際は、下記イラストを参考に火災予防に努めましょう。



・届出方法は【裏面のQ4】で確認しましょう。

・火気のない場所に置く
・直射日光を避ける

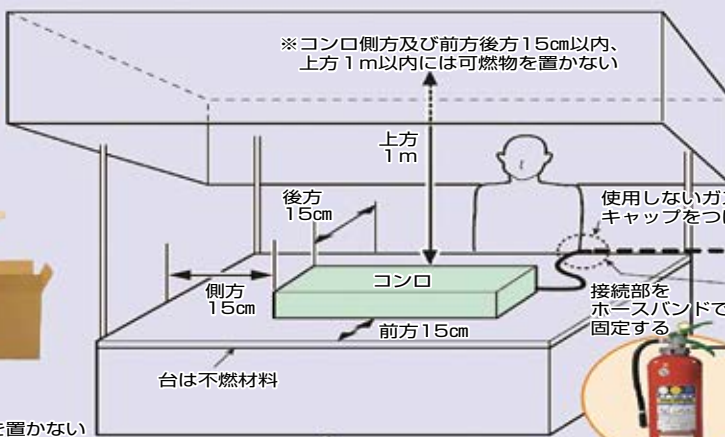


ガソリン携行缶



段ボール

火気周辺に段ボールなどを置かない





Q1 対象となるイベントは？

A1 一時的に一定の場所に不特定多数の人が集まるイベントや行事です。近親者によるバーベキューや幼稚園などで父母が主催する行事など、参加者の範囲が個人的つながりに限定されるイベントは対象外となりますが、対象火気器具等の適切な取り扱いはもちろんのこと、消火器の準備に努めるなど、火災予防にご協力をお願いします。

Q2 対象火気器具等とは？

A2 液体(ガソリン等)や気体(プロパンガス等)固体(炭等)燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具です。

例



Q3 どのような消火器を準備すればよいのですか？

A3 消火器は業務用消火器を準備してください。(検定の合格表示が付いた消火器です。)また、古くなった消火器は、いざという時に使えなかったり事故につながる場合がありますので、製造年月日やキズ、腐食の有無などを定期的に確認してください。消火器の耐用年数の目安は保管状態により変わりますが、おおむね8~10年です。



Q4 届出先はどこですか？

A4 届出先は管轄の消防署・分署となります。露店等の開設届出書(露店や消火器の配置図など)を2部作成し届出してください。様式は宇都宮市のホームページからダウンロード可能です。また、届出た際には、火災予防チェックシートをお渡ししますので、露店等を開設する際には活用してください。

屋外で行われる特に大規模なイベントは、消防長が「指定催し」として指定し公示します。指定催しの主催者は、「消火器の準備」「露店等の開設届出」の義務に加え、「防火担当者」を選任すること及び開催日の14日前までに「火災予防上必要な計画」を作成し消防長に提出することが義務となります。

この計画を提出しなかった場合には、罰則があります。

屋外での大規模なイベントを開催する予定がある場合は、事前に消防署に相談してください。



ガソリン携行缶の正しい使い方



危険性について

ガソリンは気温が-40°Cでも気化し小さな火源でも引火し爆発的に燃焼する物質です

軽油は+40°Cで気化します



容器について

灯油用ポリエチレンかんにガソリンを入れることは非常に危険です

ガソリンを入れる容器は消防法令により一定の強度のある材質を使用することと容量が制限されています

取扱いについて

使用時には取扱説明書をよく読み適正な取扱いをしてください

パッキンの劣化、キャップの締め方の不備等
注入口からの漏れによる
危険物の漏えい事故の報告があります



エア調整ネジ
蓋を開ける前にエア調整
ネジを緩めて内圧を
抜くこと。

※イベント開催などの防火安全対策について、詳しくは最寄りの消防署・分署にお問い合わせください。

【お問合せ先】

消防本部予防課 028-625-5506
中央消防署 028-625-3453
東消防署 028-663-0119
西消防署 028-647-0119
南消防署 028-653-0119

河内分署 028-673-6695
上河内分署 028-674-3001
平石分署 028-661-5521
清原分署 028-670-5590
富屋分署 028-665-0019

宝木分署 028-622-1850
城山分署 028-652-0110
陽南分署 028-658-6821
築下分署 028-638-8267